
開会宣告

議長（波岡玄智君） ただいまから、平成 23 年第 3 回浜中町議会臨時会を開会いたします。

開議宣告

議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番石橋議員及び 4 番菊地議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（波岡玄智君） 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

諸般報告

議長（波岡玄智君） これから、諸般の報告をします。

まず、本臨時会に付議された案件は、配付した議事日程表のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

行政報告

議長（波岡玄智君） 以後の日程に先立ち、町長職務代理者から行政報告の申し出がありました。これを許します。

副町長。

副町長（松本博君） 本日、第3回浜中町議会臨時会を開催させていただきましたところ全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

教育長（松本賢君） 教育行政の主なものについて御報告申し上げます。

（教育行政報告あるも省略）

日程第3 議案第43号 平成23年度浜中町一般会計補正予算（第3号）

議長（波岡玄智君） 日程第3 議案第43号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本博君） 議案第43号平成23年度浜中町一般会計補正予算第3号につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、本年3月11日発生の東北地方太平洋沖地震に伴う津波により被災

した公共施設の復旧経費などについて、補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと歳出、五款農林水産業費では、三項水産業費の港湾整備事業に要する経費で、霧多布港暮帰別地区の改修工事費として、9,464万7千円を補正。十一款給与費では、484万2千円を減額いたしますが、これは給与費の一部を、災害復旧事業費に組み替えるための補正であります。十二款災害復旧費では、港湾施設災害復旧に要する経費で補助災害復旧事業として、工事請負費3億6千万円のほか、給料等の事務費で1,816万1千円を追加し、計3億7,816万1千円の補正。

さらには、直轄災害復旧事業として、国直轄港湾災害復旧工事管理者負担金9,720万6千円を補正。これらを合わせ、災害復旧費全体で4億7,536万7千円の追加補正となります。

以上により、今回の補正額は、5億6,517万2千円となります。

一方、歳入につきましては、補助災害復旧事業に係る国庫負担金2億8,800万円を増額補正するほか、町債2億7,700万円を追加計上させていただきました。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、65億4,310万1千円となります。

以上、議案第43号について提案の理由をご説明申し上げましたが詳細につきましては、税財政課長及び水産課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君）（議案第43号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君）（議案第43号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

10番加藤議員

10番（加藤弘二君） 今、税財政課長並びに水産課長からの説明を受けて十分理解できたのですが、若干お聞きしたいことがあります。資料の2ページの町が緑色で改修するという単独改修の部分ですが、若干残っている矢板の護岸の部分が浜中町で、埋没したところが国と受け取られますが、この認識でよろしいか。また、仮に災害がなくても3年計画でこの工事は施工する予定であったようですが、先ほどの説明では、矢板で施工していたものをコンクリートで施工するというものであります。町単独の施工箇所もそのように進められるのか説明をお願いしたいと思います。

それから、飯高さんの加工場の橋の架かっている所は、どこが工事を担当して、いつ頃工事が行われるのか、解っている部分があれば説明願います。

この船入場の建設は、ここを利用していた漁業者の最大の関心事であります。先ほどの説明で完成は来年6月ということですが、実際に供用できると判断してよろしいか説明をお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 只今のご質問に回答申し上げます。まず一点目の補助災害と単独での関係でございますが、議員おっしゃられた赤い線の部分については、ほぼ倒壊したということで補助災害として認められた場所でございます。緑色の部分については、現在のところ壊れないでいる個所ですが、今年度当初予算で計上していたとおり、矢板の腐蝕が相当進んでおり、早急に改修が必要と考えております。構造的には国土交通省と協議した結果、港湾施設としての補助災害ということで、50年の耐用が必要となりました。漁港につきましては、一般的に30年の耐用年数を基準に整備していますが、暮帰別地区につきましては、50年耐用の港湾施設整備ということで採択されております。当初町で改修を計画していた構造をはるかに超えたかなり丈夫なものとなっておりますので、工期につきましては来年の6月頃までと考えております。従いまして赤い線の護岸につきましては、全てコンクリートによる施工となります。これから工事の契約等を行うわけですが、設計段階では6月中旬の完成と考えております。担当としては、棹前昆布漁に間に合うよう完成させたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。橋の関係については、直接担当していませんが、工事の関係上道道との調整がありますので、土木現業所のお話では8月下旬に入札と伺っております。年度内には完成できる工事だろうと考えております。完成時期については聞いておりませんので、ご理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） この船入場は小さい船を使う利用者にとって大変便利で、利用者数も多いのですが、方向転換するには不便で、要望もあったと思います。以前の航路幅と変えていないように見受けられるが、経過について説明願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 只今ご質問のありました航路幅ですが、既存の航路幅は15メートルです。今般災害復旧工事として施工することから、航路幅を広げて施工する

ことはできません。工事としては、現状の航路幅15メートルを確保して施工する事となっておりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 資料の1ページの説明をお願いしたいと思うのですが、補助災害、単独改修、直轄災害と三つに分けられており、工事費を総計すると11億近くになるとみてよろしいのか。実際に補正予算に組み込まれている数値と比べますとあくまで町費なので開きがあるという意味なのかどうかお伺いしたいと思います。

過疎債を発行するということですが、どれ位の交付税措置がされるのか、償還期間はどれ位なのかお答え願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） まず一点目の事業の関係でございますが、補助災害としての事業費今年度分が予算書の11ページから13ページにかけて計上しておりますが、工事費3億6千万については、13ページの工事請負費で、事務費については冒頭税財政課長から説明がありましたが、11ページの給料の484万2千円から使用料及び賃借料の計1,816万1千円が該当します。これにより補助災害の今年度施工分が3億7,816万1千円となります。予算書の11ページの上段に記載しております港湾整備事業に要する経費の工事請負費9,464万7千円は、資料の緑色で示した個所で町単独で1年で改修する個所であります。直轄災害の負担金事業は、13ページの19節の負担金、補助及び交付金9,720万6千円で資料の1ページにあります黄色で囲った個所が工事内容となっております。全体の工事費としては、5億628万1千円でそのうち町が負担する事務費、工事雑費を除いた工事費が4億8,602万7千円でこれの20パーセントが負担率となっております。この度の災害に係る霧多布港全体の復旧事業費としては、暮帰別地区の5億6,787万7千円と直轄施工の5億1,053万1千円を合計すると10億7,000万以上の災害復旧事業費となりますので、ご理解願いたいと思います。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 起債の質問にお答えいたします。予算書の11ページの港湾管理費の工事請負費9,464万7千円は、町単独の工事で過疎債を充当しようとしております。充当率は95パーセントで過疎債で見込む歳入につきましては、9ページの下段から2段目の8,980万円がこれでございます。過疎債の償還期間は、12年、

3年間の据置で償還は9年となります。なお、この元利償還金の70パーセントが普通交付税として戻ってきます。次に歳出13ページ工事請負費3億6,000万円については補助災害ということで、起債は公共土木施設災害復旧債、全額起債対象となっております。償還期間は10年間、2年間の据置で8年の償還となり、交付税に算入される率は95パーセントであります。実質町の持ち出しは5パーセントとなります。三項目の国直轄分の管理者負担分でございますが、13ページ19節負担金、補助及び交付金9,720万6千円につきましても、補助災害と同じ公共土木施設災害復旧債で100パーセントの充当率で、償還期間は10年、据置2年の8年の償還でございます。交付税の算入率につきましても95パーセントで、町の負担分は5パーセントとなります。補助災害部分、直轄災害部分の歳入につきましては、9ページの一番下段の災害債で1億8,720万円とありますが、これに該当します。この災害債の中には事務費の1,816万1千円も含んでおります。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 資料のことについては、説明で解りました。過疎債、災害債についてのご説明がございました。若干お聞きしますけれども、どちらも交付税措置は95パーセントで5パーセントが町の負担だということですが、特にそうしなければならないといった意味があるのですか。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） 今回の事業につきましては、町単独分、補助災害分、直轄災害分の三つに分かれておりまして、町単独分につきましては、過疎債でございますので、これは償還元利分の70パーセントが交付税に算入されるということで、結果的に町の負担分が30パーセントであると申し上げております。補助災害部分と直轄災害部分につきましては、公共土木の災害債でございますので、交付税の算入部分が95パーセントということでございます。これは国で定めている基準でございますので、裏を返せば町の負担分は5パーセントの割合となります。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

8番（竹内健児君） ということであれば5パーセントというのは、条件ということになっているということですね。それとですね東日本大震災と東北地方太平洋沖地震という言い方があるのですが、これは既に統一されていると私は思うのですが、そうではないのですか。説明の中に東日本大震災という言い方がないのですが。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋勇君） いわゆる災害債の5パーセントの部分ですが、これは条件とか言う事ではなく、制度としてこの起債を借りた場合には5パーセント負担するということでございます。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 震災の呼び方といいますか、東日本大震災という呼び方と東北地方太平洋沖地震の区別ですが、全国的には東日本大震災の表現で統一されています。ここでは東北地方太平洋沖地震と地域を限定した表現を用いており、特に意味合いというのは無いのですけれども、大まかに言う場合と細かく言う場合に使い分けはしております。

議長（波岡玄智君） 今の答弁ではよく解りません。統一すべきということであれば統一すべきですし、これからこうするというお考えをこの際しっかりしていただきたい。もしそれが出来ない理由があれば申し上げてください。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 地震の名前がここで言っている東北地方太平洋沖地震で、被害全体を現しているのが、東日本大震災という表現でございまして、ここでは地震を固有名詞として使わしていただいております。

議長（波岡玄智君） それでは今後もそういう使い分けをするということですね。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 一点だけ確認の意味でお伺いをしたいと思います。この度7月12日から7月13日にかけて災害査定を受けて予算が確定したということは大変喜ばしいことですが、今年度の補助災害は金額的に工事費として3億6千万円を一本で発注するのか、分けて発注するのか、折角図面を用意していただいたので、説明をしていただければと思います。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 議案関係資料の1ページをご覧くださいと思います。先ず赤い斜線で囲った部分の補助災害の事業につきましては、現在三工区を想定しております。一工区目が航路左岸280.1メートルを一本。航路右岸・物揚場右岸の航路護岸228.4メートルと物揚場護岸38.7メートル合わせて267.1メートルを二件目の工事。三本目としては、物揚場左岸75.4メートル、船揚場30.1メー

ル、泊地浚渫。また単独改修として物揚場左岸35.1メートル、物揚場右岸83.4メートルこれを1件の工事としており、暮帰別地区については、補助災害、単独合わせて4件の工事として発注しようとしております。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

7番（川村義春君） 再質問させていただきます。補助災害の今年度の部分については、解りました。24年度については、9,506万9千円の予算が新たに計上されるわけですが、これの工事の発注については、随意契約という形になっていくのかその辺を確認したいと思います。

議長（波岡玄智君） 水産課長。

水産課長（野崎好春君） 補助災害の関係については、継続費で計上しておりますので、今後この議会が終了後、9月上旬までには入札をして契約することとなります。契約につきましては、23年度分、24年度分を合わせた一括の契約となっております。ただ工事期間の関係で23年度に80パーセント、24年度に20パーセント工事を施工するということで、契約は今年度一括ですることとなっております。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議長（波岡玄智君） これをもって、本議会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、平成23年第3回浜中町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午前 11時15分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員